

新潟市立幼稚園及び義務教育諸学校医療的ケア実施要綱

新潟市教育委員会

（目的）

第1条 この事業は、新潟市立の幼稚園及び義務教育諸学校（市立中等教育学校の後期課程を除く。）で医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通園・通学する幼稚園及び学校（以下「指定学校園」という。）に、看護師資格を有する者もしくは、研修等を受講するなどして医療的ケアを行うことができる介護福祉士等（以下「学校看護師等」という。）を配置し、医療的ケアを実施することにより、幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整備することを目的とする。

（医療的ケアの定義）

第2条 この要綱において医療的ケアとは、指定学校園において第3条に定める幼児児童生徒（以下「当該幼児児童生徒」という。）に対し、第4条から第15条までの規定に基づいて行う日常的・応急的な手当をいう。

（医療的ケアの対象者）

第3条 医療的ケアの対象者は、保護者から医療的ケア実施の申請があり、主治医の意見に基づき、市教育委員会が実施を認めた幼児児童生徒とする。

（医療的ケアの内容）

第4条 医療的ケアの内容は、以下の7項目とし、医師の指示で認められている範囲内の行為で、市教育委員会が実施を認めたものとする。その他の内容に関しては、相談を要するものとする。

- (1) 喀痰吸引
- (2) 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- (3) 気管切開部の管理
- (4) 経管栄養
 - ① 経鼻経管栄養
 - ② 胃ろう栄養
- (5) 導尿
- (6) 人工肛門（ストーマ）の管理
- (7) 血糖値測定・インスリン注射

（医療的ケアの実施場所）

第5条 医療的ケアを行うことができる場所については、次のとおりとする。

- 2 医療的ケアは、指定学校園において、安全・確実・適切に医療的ケアが遂行可能であり、合理的・合目的的である場所において実施する。
- 3 遠足等、指定学校園を離れて行う教育活動における医療的ケアの実施については、校園長が安全に実施できると総合的に判断した場所において実施を可とする。

(校外学習における医療的ケアの実施)

第6条 校外学習時(泊を伴う校外学習を含む)における医療的ケアの実施については次のとおりとする。

(1) 実施の判断

校外学習における学校看護師等が行う医療的ケアの実施は、次の観点により総合的に検討を行い、校園長の判断に基づいて実施する。

ア 良好な健康状態の維持ができるか

イ 安全な環境の確保ができるか

ウ 緊急時対応ができるか

(2) 対象幼児児童生徒

校外学習時における医療的ケアの実施対象は、校園長が定めた医療的ケア対象幼児児童生徒とする。

(3) 医療的ケアの内容

校外学習時における医療的ケアの内容は、新潟市立幼稚園及び義務教育諸学校医療的ケア実施要綱第4条に定める行為に限る。

(4) 医療的ケアの実施に係る条件

学校看護師等が1人配置で、複数人の対象幼児児童生徒がいる指定学校園において、校外学習時に医療的ケアを実施する場合は、次の条件をすべて満たすこととする。

ア すべての対象幼児児童生徒が校外学習に行くこと。

イ 配置の学校看護師等で、校外での医療的ケアを安全に実施できること。

(5) 医療的ケアの実施方法

ア 主治医の指示の確認

対象幼児児童生徒の主治医から、新潟市立幼稚園及び義務教育諸学校医療的ケア実施要綱第4条に定める別記様式3「主治医診察情報提供書・意見書・指示書」により、校外学習時における医療的ケアの注意点等の指示を受ける。

イ 計画立案及び事前準備等

① 校外学習において医療的ケアを安全に実施するために、十分な事前の視察に基づき、以下の内容が含まれた校外学習実施計画を立案する。

- ・ 医療的ケアの内容
- ・ 当日の医療的ケアのスケジュール(学校看護師等のシフト等を含む)
- ・ 安全で衛生的な実施場所(悪天候の場合の実施場所についても記入)
- ・ 医療的ケアを実施するために必要な物品
- ・ 対象幼児児童生徒の体調の急変、機材の故障、交通事故等の緊急時の対応及び連絡体制

② 校外学習時における医療的ケアの実施方法を保護者に十分に説明し、書面により保護者の承諾を得る。

③ 校園長は、主治医の意見、校外学習実施計画、保護者の承諾等を総合的に判断し校外学習時における医療的ケアの実施の可否について判断する。

④ 校外学習時における医療的ケアの実施を校園長が認めた場合、学校看護師等を含めた引率職員は、十分な打ち合わせを行うとともに、必要な物品等の準備をする。

⑤ 保護者と十分な情報交換をしながら、対象幼児児童生徒の健康観察を当日まで行う。

ウ 校外学習当日の対応

① 当日は、健康観察を丁寧に行うとともに、健康チェックカード等により校外学習参加の可否について保護者から文書で承諾を得る。

② 医療的ケアに必要な物品等を点検するとともに、学校看護師等を含めた引率職員で役割分担等の最終確認を行う。

③ 校外学習終了後は、健康観察を丁寧に行うとともに、体調等の引き継ぎを保護者に確実にを行う。

④ 校外学習時に万一異常があれば直ちに中止し、校園長の指示のもと保護者及び主治医等との必要な連絡を行うとともに、応急処置をとる。

エ 校外学習後の対応

① 校外学習時に使用した医療的ケアに必要な物品は、安全面、衛生面から点検し適切に保管する。

② 校外学習時の医療的ケアに関わる反省点を明確にし、適切に記録・保存するとともに、次回の校外学習において着実に改善する。

オ 校外学習における医療的ケア実施マニュアルの作成

学校においては、上記ア～エについてのマニュアルを作成する。

(医療的ケア検討委員会)

第7条 指定学校に、医療的ケア検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、原則として次の者をもって構成する。

- (1) 校園長
- (2) 教頭
- (3) 教務主任
- (4) 保健主事
- (5) 養護教諭
- (6) 当該幼児児童生徒の担任
- (7) 学校看護師等
- (8) その他必要な職員

3 検討委員会の委員長は校園長とし、委員長の指名により副委員長を置く。

4 委員長は、必要に応じて学校医等に検討委員会への出席及び助言を求めるものとする。

5 検討委員会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア実施の校園内体制整備
- (2) 医療的ケア実施経過の確認

(3) その他医療的ケアの実施に必要な事項

(学校看護師等不在時における対応)

第8条 学校看護師等が休暇等で不在の場合の医療的ケアは、代替の学校看護師等が対応することとする。代替の学校看護師等が不在の場合、代替案などを十分に検討し、可能な限り保護者の負担軽減を図った上で、保護者の対応を依頼する。

(医療的ケアの実施)

第9条 医療的ケアは、次の手順で行うものとする。

(1) 保護者は、主治医の同意を得た上で医療的ケア実施申請書（別記様式1号）を市教育委員会に提出する。

(2) 市教育委員会は、関係課での検討を経て、医療的ケアの実施について決定し、当該児童生徒の医療的ケアについて主治医に医療的ケア指示依頼書（別記様式2号）を送付し、指示を仰ぐ。

なお、当該幼児児童生徒について、既に医療的ケアを実施している場合には、前年度の医療的ケア個別マニュアル（本要綱第9条）又は協議書（保育園・幼稚園在籍時に作成・活用していたもの）を、参考資料として医療的ケア指示依頼書に添付する。

(3) 市教育委員会は、主治医からの主治医診療情報提供書・意見書・指示書（別記様式3号）により、当該幼児児童生徒の医療的ケアの内容、留意事項、所見等の指示を受ける。

(4) 市教育委員会は、保護者に医療的ケア実施通知書（別記様式4号）を渡し、決定について通知するとともに、保護者から実施承諾書（別記様式5号）を得る。

(5) 市教育委員会は、医療的ケアの実施及び内容等について、別記様式6号により指定学校園長に通知する。

(6) 指定学校園長は、医療的ケアの実施及び内容等について市教育委員会からの資料で確認するとともに、学校看護師等又は保護者から医療的ケアについて説明を受けた上で、別記様式7号により学校医に連絡する。

2 学校看護師等は、医療的ケアについて主治医又は保護者から説明を受けるとともに、医療的ケア指示書（別記様式3号）に基づき、事前に主治医から実施上の留意点について指導を受けなければならない。

また、学校看護師等は、安全に医療的ケアを実施するため、健康チェックカード（別記様式8号）を作成し、幼児児童生徒の健康状態について、次のように保護者と連絡を取り合うものとする。

(1) 保護者は、当該幼児児童生徒が登校する日には、健康チェックカードにその日の健康状態を記入し、指定学校に提出する。

(2) 学校看護師等は、健康チェックカードを点検し、当該幼児児童生徒の健康状態の異常の有無を確認し、異常が認められる場合は、医療的ケアを実施する前に、主治医と連絡を取り必要な指示を受ける。

- (3) 学校看護師等は、医療的ケア実施の際に気付いたことや実施後の状態等を健康チェックカードに記録し保管するとともに、その写しを保護者に渡す。

(緊急体制)

第10条 緊急時に対応するため、指定学校園長は校内における緊急時マニュアルを基に、医療的ケア個別マニュアル（別記様式9号）を作成し、主治医、学校医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急体制を整備し、その周知徹底を図る。

2 医療的ケア個別マニュアルは、変更点が生じた場合には随時訂正し、校園長、主治医、保護者及び学校看護師等が1部ずつ所有するとともに、市教育委員会に2部提出する。

3 学校看護師等は、医療的ケアの実施中に、万一異常な事態が発生した場合には、医療的ケアを直ちに中止し、指定学校園長の指示のもと必要な連絡を行うとともに応急処置をとる。

(学校看護師等の勤務条件等)

第11条 学校看護師等の勤務条件等の取扱いについては、別に定める。

(研修)

第12条 当該幼児児童生徒が健康で安心して学習できる環境を整えるために、市教育委員会及び指定学校は、医療的ケアに関する研修を計画し実施する。

2 指定学校園長は、学校看護師等が定期的に主治医から連絡や指導・助言を受けられるよう努める。

(医療的ケア実施要領)

第13条 この要綱を基準として、指定学校は医療的ケアの実施要領を定めなければならない。

(報告等)

第14条 医療的ケアに関する報告等は次のとおり行うものとする。

(1) 学校看護師等は、当該幼児児童生徒の健康状況や医療的ケアの内容及び実施状況等を記載した医療的ケア実施記録（別記様式10号）を作成し、校園長及び主治医に報告する。

(2) 指定学校は、1年の実践成果として、学校における医療的ケア実施概要（別記様式11号）を作成し、当該年度の2月末日までに市教育委員会に提出する。

(経費負担)

第15条 新潟市教育委員会は、この事業の対象経費として、学校看護師等雇用に係る経費及び研修時の講師等に対する報償費等を負担する。

2 保護者は、医療機関に対する診療報酬・文書料及び医療的ケアに必要な器具、消

耗品等を負担する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケアの実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
この要綱は、令和4年12月1日から施行する。